

漁業用燃油支援対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下財団）が、水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき実施する、沖縄漁業安定基金事業の漁業経営安定対策の漁業用燃油支援対策事業を実施するため、別途、財団が定める沖縄漁業安定基金事業交付規則（平成27年3月27日施行）第88条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(事業実施者)

第2条 事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合又は漁業者が組織する団体又は水産庁長官が適当と認める者とする。

(事業の内容)

第3条 漁業用燃油価格の高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和し、漁業経営の安定を図るため、沖縄県における米軍訓練水域や外国艦船等の影響を受ける漁業者に対する燃油購入に要する経費として、漁業経営セーフティネット構築事業加入者の年間燃油購入数量1KL×1,000円を助成する。

(助成対象経費、金額)

第4条 財団は事業実施者に対し、次に定めるところにより助成金を交付するものとする。

- 1 漁業経営セーフティネット構築事業加入者の年間燃油購入数量1KL×1,000円
- 2 財団は、予算の範囲内において、事業実施者に対して、助成金を交付することができる。

(実施計画の作成・承認)

第5条 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、別記様式第1号により、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第2号とする。

- 2 財団は、必要に応じ、事業実施者からの関係書類提出を求めることができるものとする。
- 3 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知第3-6-(2)の(4)のアの(エ)のeの(b)の別記様式第60号により水産庁長官に協議しなければならない。

(助成金の交付申請)

第6条 事業実施者は、財団より事業実施計画書の承認を受けたのち、助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号により財団に交付申請を行うものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 財団は、前項による交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 事業実施者は、助成金の申請の取下げをする場合は、交付決定日から起算して30

日以内に、別記様式第4号により交付申請取下書を財団に提出しなければならない。

(変更、中止又は廃止)

第8条 事業実施者は、助成金の交付決定を受けた助成事業について、次に掲げる変更を行おうとするときは、第5条に基づき財団の承認を受けるものとする。

- (1) 助成金額の増額
- (2) 助成金額の30%を超える減額
- (3) 助成事業の中止又は廃止

2 事業実施者が予定の期間内に完了しない場合又は助成金の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(別紙様式第5号)により、財団に報告を行い、その指示を受けるものとする。

(助成金の概算払い)

第9条 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。

2 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第6号により財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

(事業実績の報告)

第10条 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、別記様式第7号により事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

2 財団は、前項による報告書の提出があった場合は、運用通知第3-6-(2)の(4)のアの(エ)のfの(b)の別記様式第61号により水産庁長官に報告するものとする。

(助成金の額の確定)

第11条 財団は、第10条により事業実施者から提出された実績報告書が第6条の2により交付決定した内容に適合するものと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該事業実施者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 財団は、次に掲げる場合には、第6条の2の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要領又はこれらに基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (3) 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 財団は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、財団は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 財団は、2の返還を命ずる場合は、1の(3)に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割

合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

(助成金の請求)

第13条 事業実施者は、第11条により財団から助成金の額の確定通知があったのち、別記様式第8号による助成金の請求書を財団に提出するものとする。

2 財団は、前項による助成金の請求があった場合には、事業実施者が指定する銀行口座に助成金を振り込むものとする。

(報告及び検査等)

第14条 財団は、必要があると認めるときは、事業に関し、事業実施者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月14日から施行する。
- 2 平成28年3月9日一部改正
- 3 平成29年3月29日一部改正

第 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度漁業用燃油支援対策事業に対する助成事業実施計画承認申請書

平成 年度において、下記のとおり漁業用燃油支援対策事業を実施したいので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第27条の1の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業計画

燃油購入予定数量 L
財団助成金 円

第 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度漁業用燃油支援対策事業に対する変更（中止又は廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で助成金交付の決定のあった漁業用燃油支援対策事業の実施について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第27条の1の規定により申請します。

記

1. 事業の目的

2. 変更（中止又は廃止）の理由

3. 事業計画

(変更前)

燃油購入予定数量	L
財団助成金	円

(変更後)

燃油購入予定数量	L
財団助成金	円

第 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度漁業用燃油支援対策事業に対する助成事業助成金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり漁業用燃油支援対策事業を実施したいので、沖縄漁業安定基金事業の交付規則の第28条の1の規定により、助成金 円の交付を申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業計画

燃油購入予定数量 L
財団助成金 円

第 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度漁業用燃油支援対策事業助成金交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった漁業用燃油支援対策事業について、沖縄漁業安定基金事業の漁業用燃油支援対策事業実施要領（平成 年 月 日施行）の第7条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

1. 交付決定日
2. 交付の申請を取り下げようとする理由

第 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度漁業用燃油支援対策事業助成金事故報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった漁業用燃油支援対策事業について事故があったので、沖縄漁業安定基金事業の漁業用燃油支援対策事業実施要領（平成 年 月 日施行）の第8条の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の進捗状況
2. 事故発生までに要した経費
3. 事故の内容及び原因
4. 事故に対する措置

概 算 払 請 求 書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、漁業用燃油支援対策事業助成金として

内 訳 書

助成金交付 決 定 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受領済額									
今回請求額									
差引残高									

(添付書類) 燃油購入数量実績一覧を添付すること。

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

住所
団体名
氏名

印

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

口座振込依頼書	
銀行名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度漁業用燃油支援対策事業助成金実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で助成金交付決定のあった漁業用燃油支援対策事業を完了したので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第30条の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

	燃油購入数量 (KL)	財団助成金 (円)	備考
実績			

1. 添付書類

(1) 燃油購入数量実績一覧

助 成 金 請 求 書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、漁業用燃油支援対策事業助成金として

内 訳 書

助成金交付 決 定 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受領済額									
今回請求額									
差引残高									

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

口座振込依頼書	
銀行名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

(別紙) 平成 年度漁業用燃油支援対策事業 燃油購入数量実績一覧

団体名: _____

単位 : KL

No.	漁業経営セーフティネット 構築事業加入者氏名	船名	予定数量	実績数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合 計					

※1 燃油購入数量の合計は、キロ未満切捨てとする。

※2 国の事業を既に受けており、二重助成となるものを除くこと。

平成 年度燃油購入数量実績報告

(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

氏名

船名

実績数量

L

団体名